24 日 獣 発 第 143 号
平 成 24 年 8 月 17 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正について

このことについて、平成 24 年 8 月 8 日付け 24 消安第 2093 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願い申し上げます。

このたびの通知は、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成 11 年農林水産省令第 83 号）第４条の規定に基づき、平成 24 年 8 月 8 日農林水産省告示第 1972 号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第４条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第２号に掲げる地域の項の下欄第１号及び第２号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布された旨、了知の上、本会会員に周知と動物検疫への協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

24消安第2093号
平成24年8月8日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

「感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第４条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第２号に掲げる地域の項の下欄第１号及び第２号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件」の公布について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第４条の規定に基づき、平成24年８月８日農林水産省告示第1972号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第４条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第２号に掲げる地域の項の下欄第１号及び第２号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたので、お知らせいたします。

ついては、このことについて御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24.8.10
第285号

官報
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件の一部を改正する件（総務二九八）　二
○登録証明機関を登録した件（同二九九）
○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同三〇〇）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委四九）
○日本国に帰化を許可する件（法務三二四）
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約へのコスタリカ共和国及びパラオ共和国の加入に関する件（外務二六二）　三
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書へのパラオ共和国の加入に関する件（同二六三）
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書へのパラオ共和国等の加入に関する件（同二六四）
○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約へのパラオ共和国の加入に関する件（同二六五）
○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書へのパラオ共和国等の加入に関する件（同二六六）
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書へのパラオ共和国の加入に関する件（同二六七）　三
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書へのチュニジア共和国等の加入に関する件（同二六八）
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働四七三）　四
○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産一九七二）
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同一九七三）
○保安林の指定をする件（同一九七四～一九七九）
○保安林の指定を解除する件（同一九八〇～一九八四）　五
○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があった件（国土交通八九七）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二八一、二八三）
○道路に関する件（北陸地方整備局八三）
○道路に関する件（九州地方整備局一二三、一二四）
○一級河川常呂川水系常呂川における河川予定地の変更に関する件（北海道開発局八二）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕　七

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　法務省　財務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　八
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　八
国家試験
平成二十四年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、買収前の所有者等への売払い、直轄災害復旧事業の完了関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

○外務省告示第二百六十六号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

パラオ共和国　平成二十三年九月二十九日
マレーシア　平成二十四年一月十一日
イエメン共和国　平成二十四年一月十一日
モンテネグロ　平成二十四年一月十七日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

パラオ共和国　平成二十三年十二月二十九日
マレーシア　平成二十四年二月十一日
イエメン共和国　平成二十四年四月十一日
モンテネグロ　平成二十四年四月二十七日

（平成二十三年十月四日付け、平成二十四年一月九日付け、同年一月十九日付け及び同年一月二十七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百六十七号

パラオ共和国政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百六十八号

次に掲げる各国の政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

チュニジア共和国　平成二十三年九月五日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

パラオ共和国　平成二十三年九月二十九日
インド　平成二十三年十一月二十三日
チュニジア共和国　平成二十三年十二月五日

（平成二十三年九月六日付け、同年十月四日付け及び同年十一月二十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月八日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月二十日から適用する。ただし、フェキソフェナジン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、同月十九日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十四年八月八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(657)を削り、(658)を(657)とし、(659)から(937)までを(658)から(936)までとする。

○農林水産省告示第千九百七十二号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

表雲南霊長類実験動物有限公司の施設の項中「雲南省昆明市」を「雲南省景洪市」に改め、同表海南金港実験動物科技有限公司の施設の項中「海南金港実験動物科技有限公司」を「海南金港生物技術股份有限公司」に改め、同項の次に次のように加える。

海南新正源生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　海南省海口市

表広西新豊源生物科技有限公司の施設の項を削り、同表防城港常春生物技術開発有限公司の施設の項の次に次のように加える。

広西瑋美生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　広西南寧中国東盟経済開発区

○農林水産省告示第千九百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十四年七月十一日　第二十一号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
イスティトゥート・メディテッラーネオ・ディ・チェルティフィカッツィオーネ　イタリア共和国　アンコーナ県　セニガッリア市　ピザカーネ通三十二番地
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
イタリア共和国　アンコーナ県　セニガッリア市　ピザカーネ通三十二番地

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　石川県白山市白峰二十六号六二の一、六二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　石川県小松市津江町ソ一の一四甲、一の一五、ツ一の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件（平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号）の一部改正新旧対照表

（傍線部が改正部分）

改正案		現行	
施設	所在地	施設	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
雲南霊長類実験動物有限公司の施設	中華人民共和国　雲南省景洪市	雲南霊長類実験動物有限公司の施設	中華人民共和国　雲南省昆明市
海南金港生物技術股份有限公司の施設	中華人民共和国　海南省海口市	海南金港実験動物科技有限公司の施設	中華人民共和国　海南省海口市
海南新正源生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　海南省海口市	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	広西新豊源生物科技有限公司の施設	中華人民共和国　広西壮族自治区南寧市
（略）	（略）	（略）	（略）
広西瑋美生物科技有限公司の施	中華人民共和国　広西南寧中国	（新設）	（新設）

設	（略）	
東盟経済開発区	（略）	
	（略）	
	（略）	